

# 八千代町下水道用グラウンドマンホール蓋認定基準

## 1. 目的

八千代町の公共下水道事業及び農業集落排水事業において使用する下水道用グラウンドマンホール蓋を認定する場合に基準として規定する。

## 2. 認定基準

八千代町下水道用グラウンドマンホール蓋の認定については、下記の条件を満たすものとする。

- (1) 社団法人日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること
- (2) 八千代町長に八千代町下水道用グラウンドマンホール蓋申請書を提出し、その内容が適性と認められたものであること。(様式1)
- (3) 八千代町下水道用グラウンドマンホール蓋性能規定書に適合し、かつ八千代町が求める製品検査に合格したものであること。(様式2、様式3)

## 3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は速やかに申請者に通知するものとする。

(様式4、様式5)

## 4. 認定期間

八千代町下水道用グラウンドマンホール蓋認定の有効期間は3年とする。ただし、新規申請の場合はこの限りでない。

## 5. 認定の更新

八千代町下水道用グラウンドマンホール蓋認定の更新については、その期間内に申請を行い、変更のない添付書類及び工場検査を省略することができる。

また、認定基準に基づいて審査した結果は速やかに申請者に通知するものとする。  
(様式6)

## 6. 認定の取消し

認定した製品において、下記の事項が生じたときは、八千代町の認定を取り消すものとする。(様式7)

- (1) 社団法人日本下水道協会の認定工場でなくなった場合。
- (2) 認定申請の内容が履行されなかった場合。
- (3) 不正や反社会的な事実が認められた場合。
- (4) 自ら廃業又は認定の取消しを申し出た場合。

## 7. その他

- (1) 八千代町が製品検査の必要があると認めるときは、認定期間内であっても適時製品検査及び書類の提出の請求を行うことができる。
- (2) 八千代町下水道用グラウンドマンホール蓋の製品検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- (3) この基準に疑義が生じた場合は、八千代町の指示もしくは両者の協議によるものとする。